

申告

市・県民税と所得税などの申告は 2月16日(金)～3月15日(木)に

図課税課市民税係 (市役所2階3番窓口) ☎32-2015

市・県民税と所得税の申告は、平成30年度の市・県民税の計算や、平成29年中の所得税の精算をするための大切な手続きです。給与所得者でも、その他の所得がある人や各種控除を受けようとする人は申告を行う必要があります。

対象 平成29年中(平成29年1月1日～12月31日)の所得

	市・県民税	所得税及び復興特別所得税
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■営業や農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却、個人年金、報酬などの所得がある人で、所得税が掛からない人</li> <li>■給与所得者(サラリーマンなど)で、給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人</li> <li>■医療費控除や障害者控除などの控除を受けようとする人</li> </ul> ※申告が必要な所得を申告していなかった場合、市に提供された資料により年度の途中から税額が掛かったり、増税になったりする場合があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所得の合計額が所得控除の合計額を超える人で、次のいずれかに当てはまる人               <ul style="list-style-type: none"> <li>○商業・工業・医業・農業などを営んでいる</li> <li>○地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある</li> </ul> </li> <li>■給与所得者(サラリーマンなど)で、次のいずれかに当てはまる人               <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与などの収入金額が2,000万円を超える</li> <li>○年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える</li> <li>○2カ所以上から給与を受けている</li> </ul> </li> <li>■所得税の還付を受けようとする人</li> </ul>
会場	会場と申告相談日は、地域によって異なります。6ページの申告相談日程表をご確認ください。	津山税務署 ※期間中の土・日曜日・祝日は休み ※所得税の還付申告も受け付けています
	図課税課 (市役所2階3番窓口) ☎32-2015	図津山税務署 (田町) ☎22-3147

申告に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印は不可)
  - 個人番号(マイナンバー)カード、または個人番号が確認できる書類と身分証明書
- 収入と経費が分かる資料
- 給与所得または年金所得のある人…給与、公的年金の源泉徴収票
  - 事業所得(営業、農業など)や不動産所得がある人…収入金額と必要経費をまとめたもの
  - その他所得(一時所得、雑所得<個人年金、報酬など>、配当所得など)がある人…その支払調書など
- 各種控除を受けるための資料
- 医療費控除…医療費控除の明細書または、支払った医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの
  - 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
  - 寄附金控除…領収書、証明書
  - 障害者控除…障害者手帳などの証明書
- ※定期健康診断などの一定の取り組みを行う個人が、対象医薬品を購入した場合に適用される「セルフメディケーション税制」については、広報津山平成29年12月号を参照ください
- ※事業所得(営業、農業など)がある人や医療費控除を受ける人は、必ず事前に領収書などを整理、計算して会場へお越しください

個人番号の記載と提示などについて

市・県民税の申告と所得税の確定申告には、個人番号の記載と提示が必要です。本人確認書類として、下記の①～③のいずれかを持参ください。

- ① 個人番号(マイナンバー)カード
- ② 個人番号通知カードと運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書
- ③ 個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書

※詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください  
※市の申告相談会場で所得税の確定申告をする人は、添付書類として本人確認書類の写しを持参ください

平成30年度 申告相談日程・会場

混雑を避けるため、できるだけ地区ごとの日程・会場をご利用ください。

	津山地区・市内全域		勝北地区・加茂地区・阿波地区		久米地区	
	【受付時間】午前9:00～午後4:00 対象地区	会場	【受付時間】午前9:00～午後4:00 対象地区	会場	【受付時間】午前9:00～午後4:00 対象地区	会場
2月16日(金)	城東・城南・中央	市役所2階大会議室	大吉・大岩	勝北保健福祉センター	坪井下	久米支所会議室
17日(土)	休		休		休	
18日(日)	<市内全域>		休		休	
19日(月)	鶴城・城北・城西(小田中を除く)	市役所2階大会議室	市場・奥津川	勝北保健福祉センター	中北上・坪井上	久米支所会議室
20日(火)	志戸部・勝部・粉保		西中・西下		宮部上・宮部下	
21日(水)	紫保井・大田・沼・弥生町		新野東・西上		中北下・神代	
22日(木)	川崎・野介代・福岡		新野山形		南方中・一色	
23日(金)	北園町・山北		上村・中村・上野田		久米川南	
24日(土)	休		休		休	
25日(日)	<市内全域>		休		休	
26日(月)	総社・小原	市役所2階大会議室	安井・坂上	勝北保健福祉センター	領家・宮尾	久米支所会議室
27日(火)	二宮・院庄		日本原・杉宮・原・下野田	戸脇・桑下		
28日(水)	小田中・上河原		休		八社・福田下・桑上	
3月1日(木)	高倉・河辺		上加茂地区	加茂町公民館	里公文・里公文上	
2日(金)	佐良山・福南		新加茂地区	加茂町公民館	油木上・油木下・油木北	
3日(土)	休		休		休	
4日(日)	<市内全域>		休		休	
5日(月)	一宮・高田	市役所2階大会議室	西加茂地区	加茂町公民館	※該当する日に都合が悪い場合は、別の日に申告していただいても構いません ※土曜日の申告相談は、すべての地区で休みです ※本庁では、期間中すべての日曜日に申告相談を受け付けます	
6日(火)	林田・田邑		東加茂地区			
7日(水)	神庭・成名・高野・滝尾・広野・大崎		<加茂地区全域>			
8日(木)	<市内全域>		休		休	
9日(金)	休		休		休	
10日(土)	休		休		休	
11日(日)	<市内全域>		休		休	
12日(月)	市役所2階大会議室		下沢・西谷・中土居・大畑	阿波出張所会議室	休	
13日(火)			尾所・大杉・大高下・竹之下			
14日(水)			休			
15日(木)	休		休		休	

申告をする人へのお願い

所得税の確定申告をする人のうち、次の人は税務署での申告をお願いします。

- ◆青色申告をする人 ◆株式譲渡所得・配当所得・先物取引所得がある人、損失の繰り越しをする人
- ◆雑損控除を申告する人 ◆土地・建物の譲渡所得のある人 ◆住宅ローン控除を初めて申告する人